

学校いじめ防止基本方針

河内長野市立小山田小学校

平成 26 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心をもち 自ら学ぶ子どもの育成」を教育目標とし、めざす子ども像「進んで学ぶ子、思いやりのある子、強く、たくましい子」として取り組んでいる。また、「共に生きる社会の構築をめざす人権教育の推進」として、人権教育にも重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務主任、生活指導主任、各学年生活指導担当、養護教諭、通級教室担任、特別支援コーディネーター、人権・道徳教育委員長、SC、SSW

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

小山田小学校 いじめ防止年間計画							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知						第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認)
	児童の情報交換をし、一人ひとりの児童理解を図る・						
5月	校外学習						PTA総会で 「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	家庭訪問(家庭での様子の把握)						
6月	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習		校外学習	第2回委員会 (進捗確認) アンケートの 分析と対策
7月	小山田祭り(仲間作り、協力の関係を図る)						
7月	第1回 いじめ防止アンケート(児童の様子の把握)						臨海学校
	個人懇談会(学校の様子と保護者との情報交換)						
8月	夏休みの生活について						夏休み工作教室(低・高学年)
	夏休み工作教室(低・高学年)						
9月	校外学習	ふれあいの集い	校外学習		地域への聞き取り		第3回委員会 (状況報告と 取組みの検証)
10月		校外学習					
11月	運動会						アンケートの 分析と対策
	校外学習						
12月	第2回 いじめ防止アンケート(児童の様子の把握)						第4回委員会 (年間の取組 みの検証) アンケートの 分析と対策
	個人懇談会(学校の様子と保護者との情報交換)						
1月	冬休みの生活について						学校教育自己診断
	学校教育自己診断						
2月	第3回 いじめ防止アンケート(児童の様子の把握)						希望個人懇談会(学校の様子と保護者との情報交換)
3月	希望個人懇談会(学校の様子と保護者との情報交換)						

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

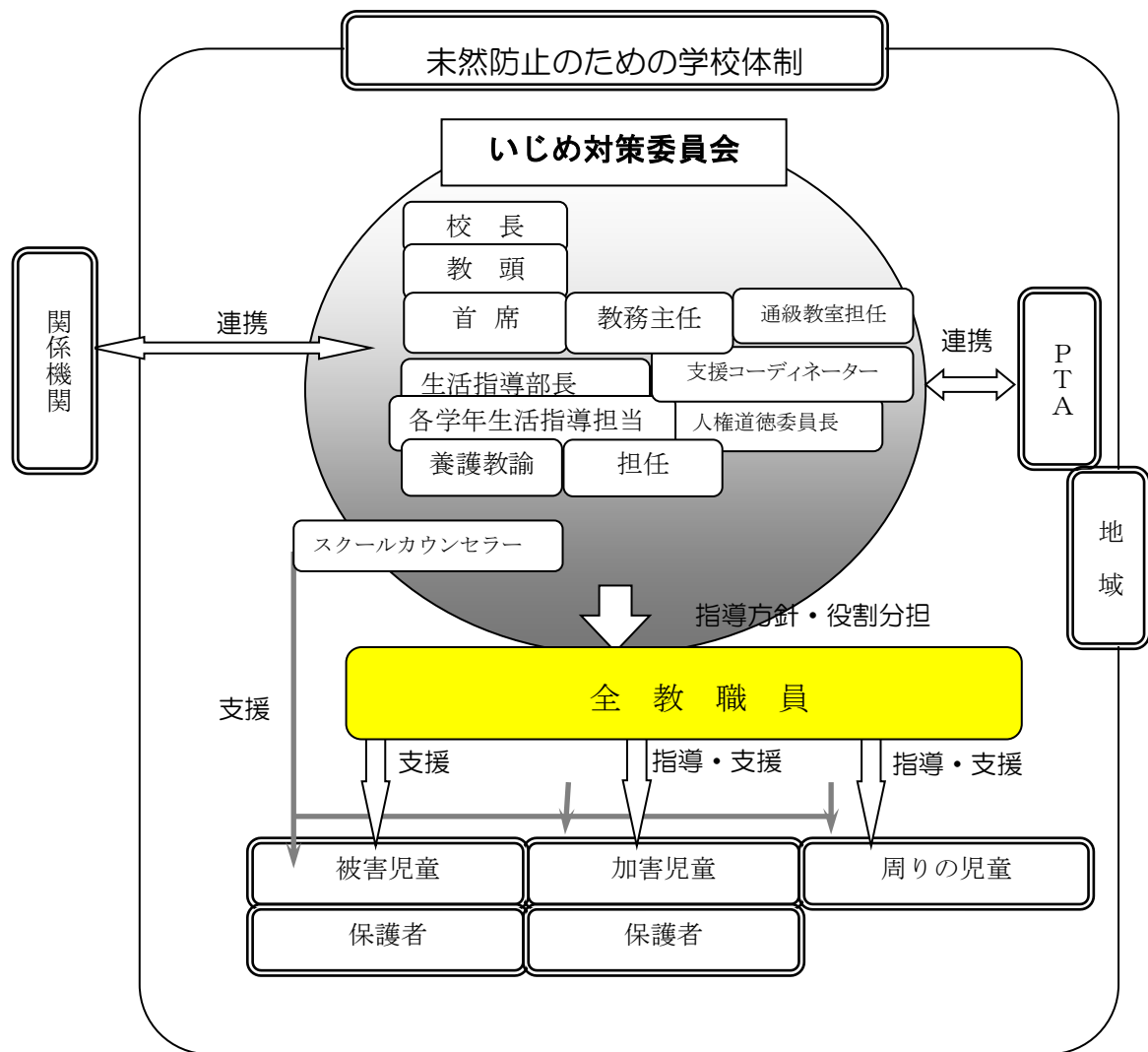
いじめ対策委員会は、（年度当初、各学期）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、アンケートの分析や対策、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示す。児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導をする。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

ア 分かる授業づくりを進める、児童が授業で活躍できる授業改善に努める。そのために研究推進委員会を中心に、研究を進める。各学年、一回は授業を公開(ペア研修を含める)し研究授業を通しての研修を深める。言語活動を中心に研修を深め、言葉を大切に、より深く考え、表現する力を育てる。教師の指導力向上を目指し、夏休みを含め、年間を通して研修会を持つ。

イ 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学級活動年間計画にそって、計画的に取り組む。

- ・小山田祭り
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動(5・6年)
- ・児童が主体的に取り組むクラブ活動(4・5・6年)
- ・たてわり班での活動(給食交流・1, 2年の生活科の交流)
- ・なかよし学級交流会
- ・体育集会(なわとび活動を通して)

ウ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。

エ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、いじめ防止研修を持ち、教職員同士が率直に意見を交換する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む

ア 日頃の授業を大切にして、自己有用感、自己肯定感を育む。

イ 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

ウ 地域の大人との関わり合いを通して、互いの絆づくりを進めるとともに、他人の役に立って、他人に認められているといった自己有用感を獲得できる活動を行う。

- ・花いっぱい運動(育てた苗を市役所や地域に植えたり、あげたりするか活動)2年
- ・ふれあいの集い(地域のお年寄りとの交流や昼食会)2年
- ・福祉委員さんとの聞き取り(地域のことを知る)5年
- ・夏休み工作教室(地域の方々が、工作を教えてくれる)低・高学年 など

- (4) 各学年・各学級で、4月に、「いじめ」について学び、「いじめ」について考える時間を取り、指導する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめ

にあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員は、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に学年で共有する。また、養護教諭や担任外の教諭とも情報を共有する。学校全体で情報を共有するため、随時、生活指導部会を開き、危険を見逃さないようにする。その情報については、職朝等を通して、全員の共通理解とする。必要なときは、いじめ対策委員会を開き、問題について話し合う。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 学期ごと、年間3回の定期的な「いじめ」アンケートを取り、いじめ防止に取り組む。また、朝の会では、一人一人の顔を見て声を聞くなどして、児童の様子を観察する。日記や個人ノート、休み時間や学習の時間を通して、児童の様子を観察する。養護教諭や担任外の先生とも十分に連絡を取る中で児童理解を進める。気になることがあれば、学年で、また、生活指導部会等を開いて情報交換に努め、早期発見に努める

毎月、生活指導部会で話し合い。年4回のいじめ対策委員会を持つ。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、PTA 役員会・実行委員会でも情報収集に努める。問題があるときは、学校とPTAで、話し合いを持つ。コミュニティスクールでも、地域での児童の様子について、情報集めに努め、話し合いを進める。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、問題があれば担任を含めどの教職員にも相談できるようにする。相談窓口として、教頭、生活指導主任、養護教諭とする。

(4) 相談窓口については、学校便りで児童、保護者に周知をする。さらに、「24 時間いじめ相談ダイヤル」等についても周知する。また、適切に機能しているかなど、いじめ対策委員会で体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、秘密とする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめ対応の基本的な流れ◇

■いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）■

【 さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く せ：誠意をもって そ：組織をあげて対応する 】

①いじめ情報のキャッチ（認知）、些細なトラブルは即指導

◆担任→学年主任→生徒指導主事→管理職《1日目（その日の内）に対応》

報告

【いじめと認知、判断した時】

②レベル2以上の場合⇒事実関係の正確な把握、情報収集、問題状況の把握理解、サポートチームの構築

◆関係教職員→→加害者、被害者、他児童生徒等→→管理職・関係教職員
(事情聴取・情報収集) (情報の突合せ・報告・指示)

- 1) 遅くとも2日目までに 正確な事実把握、情報収集を行う。
- 2) 担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。
- 3) 遅くとも3日目までに、いじめ対策連絡会議等を開き、対応策を実行する。
- 4) 5日以上たっても解決が見られないときは、再度連絡会議で対応策を検討する。
(※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。)
- 5) 保護者へ対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う。

※いじめのレベル

レベル 1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
レベル 2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等
レベル 3	レベル 2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル 4	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル 5	万引き強要・ケガを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

(6)いじめの取組みをする実践者

いじめの取組み	主な実践者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係とその背景の把握 ・ 指導方針の検討 ・ 加害、被害児童への援助、支援 ・ 加害児童、保護者より被害児童、保護者への謝罪 ・ 保護者への対応 ・ 今後の取り組みの検討及び実行 	当該学年担任者 全教職員 当該学年担任者 生活指導部長 当該学年担任 全教職員 全教職員

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、自動が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (2) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対応

重大事態の意味

法第28条に、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
(例) ・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校の設置者（教育委員会）に報告し、学校の設置者は、知事に事態発生について報告を行う。

(2) 調査の主体と組織

教育委員会及び学校法人は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

学校に設置している「いじめ対策委員会」が調査を行い、教育委員会からは必要な指導、人的な措置等の適切な支援を行ってもらおう。

第5章 その他

1. 教職員の資質の向上について

第3章いじめ防止の章、2 いじめの防止のための措置の項でも記述しているが、「いじめ」については、教職員全体の共通理解を図らなければならないことはいままでもないが、資質の向上を行う研修を定期的実施して行くことが重要である。

- ・「いじめ対応プログラム」「やさしさの種をまこう」等を活用した研修。
- ・SCやSSWを要請した研修会を実施。
- ・ネット上のトラブルについての研修の実施。